

様式 1

意見書

平成16年8月19日

総務省総合通信基盤局
・電波部電波政策課 あて

郵便番号669-
(ふりがな)さんだし
住所 三田市
(ふりがな)おかむら やすゆき
氏名 岡村康行
電話番号

電子メールアドレス

注 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

電波の有料化を考える際にまず思い浮かぶのが、日本人はこれまで見えないものに対してはただが当然であると考えられる傾向にあることである。その代表的な例がコンピュータにおけるソフトウェアであり、ソフトウェアの現状をふり返るとまさに日本人の見えないものに対する傾向がわかる。電波も見えないものであり、日本人の傾向から判断してその有料化に抵抗があることは想像に難くない。しかし、電波は見えない有限な資源であり、現在の使用状況から判断して利用可能な帯域が今後限られることを鑑みると、これまで以上にその使用に対しては注意を払う必要がある。今回問題となっている免許不要局からの電波利用料の徴収については、見えないものに対する利用料を支払うことは、電波は資源であり、見えなくても有用であり大事に取り扱わなければならないという認識を持たせる必要がある観点から、一方利用する側からは利用料を支払うことによって利用者としての認識を持たせる点から必要であると考えられる。有用な見えないものに対するただ意識を払拭することは重要であり、様々な分野に現在存在する欧米とのテクノロジー・ギャップは埋まらないと思われる。なお、徴収することによって現在活発に利用されている電波の発展がそがれないような対策を講じる必要がある。

なお、徴収した利用料の用途については、公平な観点から電波利用の一律化を目指すために利用することが重要であると考えられる。さらに帯域圧縮に代表される電波の有効利用方法などの技術開発に有効利用するなど、電波に関する有効利用に用途を限定する必要がある。

仮に徴収するとした場合における徴収方法は、受益者負担の観点から流通段階での課金方式がよい。電波を利用するという認識を使用者に持たせる上でも重要であり、比較的公平であると思われる。

国、地方公共団体の電波利用料の徴収も、公平さと受益者負担の観点から支払うのがよい。ただし、利用形態によって地方差が出る場合については考慮すべきであろう。